「個人番号カード等に関する技術的基準及び認証業務及びこれに附帯する業務の実施に関する技術的基準の一部を改正する件」について

令 和 ８ 年 ６ 月 10 日
デジタル庁デジタル社会共通機能グループ
総 務 省 自 治 行 政 局

１．改正の趣旨

出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律（令和６年法律第 59 号）の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、個人番号カード等に関する技術的基準（平成 27 年総務省告示第 314 号）を改正し、特定在留カード等の個人番号カードとしての機能に係る技術的基準についての必要な事項を定めるほか、所要の規定の整備を行うものです。

２．意見公募手続の実施について

本件は、行政手続法（平成５年法律第 88 号）第 39 条第４項第８号に該当するため、意見公募手続は実施しておりません。

３．その他

本件は、本日公布されました。